

整理番号	消防一法申－48
------	----------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06-4393-6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	充填設備の許可
概 要	供給設備に液化石油ガスを充填しようとする者は、充填設備ごとに、その使用の本拠の所在地を管轄する市長の許可を受ける必要があります。
根拠法令等 及び条項	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第37条の4第1項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=342AC0000000149)
審査基準	申請された充填設備が、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の4第2項に規定する技術上の基準に適合していることが必要です。 ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第64条 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=409M50000400011) ・バルク供給及び充てん設備に関する技術上の基準等の細目を定める告示 (平成9年3月17日通商産業省告示第127号) ・液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の機能性基準の運用について (平成29年3月31日商局第9号)
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	供給設備に液化石油ガスを充填するための許可を受けようとするとき
提出方法	充てん設備許可申請書に審査のために必要となる図書を添えたもの2通を大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。
手数料	28,000円に充填設備の数に乗じて得た金額
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	